

お知らせ

します



休日特設市民相談のお知らせ

とき 2月18日(日)

受付時間 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分

相談員 弁護士・嘱託相談員

ところ 市役所1階・市民相談課

相談内容 ▼相続や金銭問題などの法律相談 ▼毎日の生活の中で起こるさまざまなトラブル

◎医療関係などお受けできない相談もあります。なお、先着順に行いますので、直接会場へお越しください。

問い合わせ 市民相談課(☎29998-90092・FAX29998-90041)

国民健康保険税の夜間・休日の特別納税窓口を開設

国民健康保険税が夜間・休日にも納税できます。日中に時間とれない方はご利用ください。期間中は、電話による納税相談も受け付けています。

とき ▼夜間：2月26日(月)～28日(水)午後5時～8時 ▼休日：2月25日(日)午前8時30分～午後5時

ところ 市役所1階・国保年金課

問い合わせ 国保年金課(☎29998-90131・FAX29998-90061)

小手指駅北口地区の都市計画の変更案を縦覧

市では、小手指駅北口地区における商業施設などの集積や商業活動の利便の増進を図るため、都市計画の変更を予定しています。

この度、関係権利者や市民の皆さんなどのご意見を伺い、都市計画の変更案がまとまりましたので、都市計画法第17条第1項の規定により縦

【情報館】 ●特にことわりのないものは2月1日(日)から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。

【変更内容】

①所沢都市計画用途地域(埼玉県決定)

小手指駅北口地区について、商業地としてのまちづくりを進めるため、小手指駅北口から国道463号までのハナミズキ通り沿道に指定されている「用途地域」(「近隣商業地域」および「準工業地域」の一部)を「商業地域」へ変更するとともに「容積率および建ぺい率」についても変更します。

②所沢都市計画防火地域および準防火地域(所沢市決定)

「商業地域」の変更区域に併せ、「準防火地域」の一部等を「防火地域」に変更します。

③所沢都市計画地区計画/小手指ハナミズキ地区地区計画(所沢市決定)

「商業地域」への変更に伴い、現在の「小手指ハナミズキ地区地区計画」を変更します。

縦覧期間 2月13日(火)～27日(火)午前8時30分～午後5時

◎土・日曜日を除きます。

縦覧場所 ▼変更内容①：市役所2階・都市計画課、県・都市計画課(〒330-9301・さいたま市浦和区高砂3-15-1)、県・川越県土整備事務所(〒350-1126・川越市旭町2-13-6) ▼変更内容②③：市役所2階・都市計画課

意見書の提出 この変更案についてご意見のある方は意見書を提出できます。

意見書の提出できる方 市内にお住まいの方または利害関係のある方など

提出先 変更内容①は、県知事あての意見書を、県・都市計画課または県・川越県土整備事務所へ、変更内容②③は、市長あての意見書を市・都市計画課(〒359-8501・並木1-1-1)へ

◎いずれも住所、氏名、利害関係を

災害時要援護者の支援にご協力ください

地域の一人ひとりが、安全に安心して生活するために

平成16年7月の新潟・福島豪雨災害や10月に発生した新潟県中越地震では、多くの方が逃げ遅れて亡くなりました。これらの災害の犠牲になった方たちの大半は、自分の力だけでは避難することが難しく、何らかの支援が必要な災害時要援護者といわれる高齢者や障害をお持ちの方々に、災害発生直後の安否確認や救出活動の方法が大きな問題となりました。

この問題は、だれもが安心して生活するために、地域社会全体で取り組むべき課題です。地域で助け合う体制をどのように作っていけばよいか、また、一人ひとりが自分の住む地域でできることは何かを、考えてみましょう。

★「所沢市防災ガイド・避難所マップ」を配付★

災害発生時は、だれもが支援が必要になる可能性があります。市では、「所沢市防災ガイド・避難所マップ」の作成を進めています。この冊子は、市の災害対策や日ごろの備えなどを紹介しています。また、市では災害時要援護者への支援体制づくりを進めていることから同援護者を災害から守るための総合的な対策についてもお知らせしています。

2月下旬から各ご家庭、事業所等に戸別配付しますので、災害時の備えとして、活用してください。



★地域でできる災害対策★

日ごろからできること ▶災害時要援護者の視点に立って、避難所や避難路を確認する ▶高齢者や子ども、障害をお持ちの方のいる家庭との交流を通して、災害が発生した場合に何ができるのか、何をしたいのかを前もって理解しておく

★災害時要援護者台帳を作成★

この台帳は、災害時要援護者を地域で支援する際に、災害時要援護者がどこに住み、どのような状況で、どのような支援が必要であるかという基本的な情報を把握するためのものです。

市では、地域が一体となって災害時要援護者への協力や支援ができるよう、地域住民の支援を必要とされる方に登録を呼びかけていきます。

登録台帳の情報は、ご本人の了解のもと、自治会・町内会、自主防災組織等へ提供し、災害発生時に災害時要援護者の安否確認や避難の誘導、情報の伝達、救助等に活用していきます。

◎災害時要援護者の方の登録方法などの詳細については、「所沢市防災ガイド・避難所マップ」をご覧ください。なお、市ホームページには3月以降に掲載を予定しています。

問い合わせ 危機管理課(☎2998-9399・FAX2998-9042)

明記のうえ、縦覧期間中に持参または郵送(縦覧期間中の消印有効)で提出してください。なお、意見書の様式に指定はありませんが参考として、市・都市計画課に備え付けのほか、県・市ホームページからも入手できます。

問い合わせ 市・都市計画課(☎29998-90908・909192・FAX29998-91603)、県・都市計画課(☎048-830-5341・FAX048-830-4881)、県・川越県土整備事務所(☎049-243-2020・FAX049-243-20205)

給水装置工事事業者の指定および廃止

次の工事を指定

大曽根工業(東京都世田谷区豪徳寺2-29-12/☎03-34220-7213) (株)タマフイフサ(東

京都市中1-10-16/☎042-572-5136)

次の工事は事業を廃止

(有)バンバ工業(東所沢3-38-6) 水道部給水課(☎2921-1082・FAX2921-1094)

「中退金・特退金」の共済掛金補助の申請の受け付け

市では、次の退職金共済制度に加入し、共済掛金を納付している事業主の方に掛金の一部を補助します。

対象の共済制度 ▼中小企業退職金共済制度(勤労者退職金共済機構実施) ▼特定退職金共済制度(所沢商工会議所実施)

対象の共済掛金 平成15年1月以降に新規加入した事業主で平成18年1月から12月まで(共済契約の効果が生じた月を始期として)36か月

目的(月まで)に支払った掛金補助金額 対象金額の30%以内(予算の範囲内)

◎従業員1人当りの月額掛金が1万円を超える場合の対象金額は、1万円が限度となります。

申請先・問い合わせ 市役所2階・商工労政課に備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ、2月13日(火)(当日消印有効)までに同課(〒359-8501・並木1-1-1/☎2998-98155・FAX2998-9162)へ直接または郵送

下水道排水設備指定工事店の所在地の変更

次の工事店の所在地が変更になりました。事業者名等 (株)大友興業(狭山市北入曾46-1) 問い合わせ 下水道総務課(☎2998-9461)

労働相談のお知らせ

とき 2月14日(水)午後1時～8時(最終相談：午後7時)

ところ 市役所2階203会議室

内容 就業規則・賃金・解雇・労働問題・就業にかかわることなど、日ごろ疑問に感じていること、直面している問題等

対象 勤労者、事業主等

相談員 埼玉県西部産業労働センター職員、社会保険労務士

◎予約制です(当日予約可)。また、就業規則・給料明細・離職票等、資料があれば持参してください。

申し込み・問い合わせ 2月1日(木)から商工労政課(☎2998-9155・FAX2998-9162)へ電話